

東京第一会計ニュース

2021(令和3)年7月1日発行

No. 114
CONTENTS

新型コロナウイルス感染症対策特集
インボイス制度

礎

いしずえ

まことに残念ながら、今年も末広会の各種行事は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とさせていただきます。

消費税

インボイス制度

二〇二三年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付する事ができます。

インボイス制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、
原則として、令和5年3月31日までに
登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

（出典：国税庁）

現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

区分記載請求書（現行）

令和5年
9月まで

請求書	1
〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月●分	
■月▲日 割りばし 550円	
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	
合計 43,600円	
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ①請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイス

令和5年
10月から

請求書	1
〇〇株式会社	株式会社△△ (T1234...)
●年●月●分	
■月▲日 割りばし 550円	
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	
合計 43,600円	
10%対象 22,000円	内税 2,000円
8%対象 21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ①登録番号（課税事業者のみ登録可）
- ②適用税率
- ③税率ごとに区分した消費税額等

インボイスってナニ？

売手が買手に対して、
正確な適用税率や消費税
額等を伝えるものです。
具体的には、現行の

「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



「インボイス制度」ってナニ？

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

※仕入れ先が適格請求書発行事業者でない場合、二〇二三年10月1日以降段階的に仕入税額控除額が減額されることになり、消費税の納税額が増加します。

編集後記

このところ日本国内でも新型コロナウイルス変異型への感染が毎日のように報告されています。

変異型の予防にも3密（密閉・密集・密接）を避ける事、マスクの着用・手洗い・手指消毒が有効だそうです。引き続き、私たち一人一人が感染拡大防止に努めていきましょう。

（編集部）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 (中小企業経営強化税制の拡充)	中小企業等経営強化法の認定を受けた経営方向上計画に基づき取得した一定の規模の設備について、即時償却又は取得価額の10%の税額控除をすることができます。
中止等された文化芸術・スポーツイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した参加者への寄附金控除の適用	中止等された文化芸術・スポーツイベントの内、文部科学大臣が指定するものについて、チケットの払戻を受けない(放棄する)ことを選択した場合には、その金額分を「寄附」とみなし、税優遇(寄附金控除)の対象とします。
住宅ローン控除の適用要件の弾力化	住宅ローン減税の控除期間13年の特例措置について、新型コロナウイルス感染症による影響で入居が期限(2020年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とします。
消費税の課税選択の変更に係る特例	2020年2月1日から2021年1月31日までの間の任意の1か月の売上が50%以上減少かつ基準期間の課税売上高が1,000万円以下等の条件を満たしている事業者について、税務署長の承認により、課税期間の開始後であっても課税事業者を選択する(又はやめる)ことができます。
災害等による消費税簡易課税制度選択 (不適用)届け出に係る特例承認申請手続	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、基準期間の課税売上高が5,000万円以下等の条件を満たしている事業者について、税務署長の承認により、課税期間の開始後であっても簡易課税制度を選択する(又はやめる)ことができます。
特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、2022年3月31日までに作成されるものについて印紙税が非課税となります。

詳しくは担当者までお問い合わせください。

国・市区町村による助成金一覧

種類	対象期間	業 種	主な要件	支給金額	申請期間	
東京都営業時間短縮等に係る 感染拡大防止協力金	2021年4月12日 ～ 4月24日	飲食店等(23区内、ほか6市)	午後8時以降の営業自粛(酒類の提供は午後7時まで)	68万円～ 600万円 (1店舗当たり)	2021年6月30日 ～ 7月30日	
		飲食店等(それ以外の地域)	午後9時以降の営業自粛(酒類の提供は午後8時まで)			
	2021年4月25日 ～ 5月11日	酒類等を提供する飲食店	休業	34万円 (1店舗当たり)		
		酒類等を提供しない飲食店	午後8時以降の営業自粛			
		飲食店以外の中小企業等 (映画館など)	休業など			
	2021年5月12日 ～ 5月31日	酒類等を提供する飲食店	休業	80万円～ 400万円 (1店舗当たり)	未定	
		酒類等を提供しない飲食店	午後8時以降の営業自粛	40万円 (1店舗当たり)		
	2021年6月1日 ～ 6月20日	飲食店以外の中小企業等 (映画館など)	休業など	80万円～ 400万円 (1店舗当たり)	未定	
酒類等を提供する飲食店		休業				
月次支援金	2021年4月	全業種 (休業・時短営業の要請に伴う 協力金の支給対象となっていない事業者)	①緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて 50%以上減少 していること。	中小企業等 上限20万円/月	2021年6月16日 ～ 8月15日	
2021年5月	個人事業主等 上限10万円/月			2021年7月1日 ～ 8月31日		
2021年6月						
雇用調整助成金	原則的な処置	2021年5月	全業種	①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高などが前年同月比 5%以上減少 している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	上限 1人1日 13,500円	支払い対象期間 の翌日から起算 して2か月以内
		2021年6月				
		2021年7月				
	業況特例	2021年5月	全業種	①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高などが前年同月比 30%以上減少 している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	上限 1人1日 15,000円	
		2021年6月				
		2021年7月				
	地域特例	2021年5月	全業種	①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ②最近1か月間の売上高などが前年同月比 5%以上減少 している ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	上限 1人1日 15,000円	
		2021年6月				
		2021年7月				

※そのほかの県や市区町村でも独自の支援策を設けている自治体もありますので、事業所のある自治体や、お住まいになっている自治体のホームページをご確認ください。

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表（4/1時点）

※ 見やすさの観点から簡略化していますので、詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大3億円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	・ (伴走) 最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 ・ (伴走) 保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 ・ (経サポ) 保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 ・ 信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・ 国民事業最大4800万円 ・ 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	・ 国民事業最大7200万円(別枠) ・ 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	・ 一括して既存債務の元金返済要請 ・ 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 ・ 資金繰りの継続サポート

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大3億円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・ 中小事業最大3億円、国民事業最大6000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大3億円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (伴走支援型特別保証制度、 経営改善サポート保証)	・ (伴走) 最大4000万円(経サポ) 最大2億8000万円 ・ (伴走) 保証期間最大10年以内、うち据置5年以内 ・ (経サポ) 保証期間最大15年以内、うち据置5年以内 ・ 信用保証協会の利用にかかる保証料を減額
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・ 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・ 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
前向きな設備投資	貸付	日本政策金融公庫 (設備資金貸付利率特例制度)	・ 中小事業最大7.2億円、国民事業最大7200万円 ・ 貸付後2年間、適用した貸付制度の利率▲0.5%
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	・ 中小事業最大7.2億円(別枠) ・ 国民事業最大7200万円(別枠) ・ 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・ 最大7.2億円(別枠) ・ 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
返済に困っている	特例リスケジュール	中小企業再生支援協議会 (新型コロナ特例リスケジュール)	・ 一括して既存債務の元金返済要請 ・ 資金繰り計画等の策定における金融機関調整 ・ 資金繰りの継続サポート

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

＜※小規模の要件＞
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞
最近1ヵ月※の売上高と、前三年のいずれかの年の同期と比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞
以下のいずれかで比較 ※業歴3ヵ月以上に限る
● 最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高の比較
● 最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
● 最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト
スター株式会社通
信する
StartupListに特
定会社(※)が寄
附した記事等を基
に作成しました。